

令和2年4月24日

スーパーマーケット等施設運営者 様

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部長

スーパーマーケット等における
新型コロナウイルス感染症の拡大防止について

令和2年4月16日、岐阜県が新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第32条第1項の規定に基づく緊急事態措置を実施すべき区域に追加されたことを受け、県においては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、不要不急の外出自粛の要請や関係事業者の皆様に対する施設の休業等の協力要請を行っているところです。

他方、スーパーマーケット等生活必需品を扱う店舗は、社会生活を維持する上で必要な施設として、物資の安定的な流通、供給のため事業の継続が求められているなか、ご尽力いただいていることに心から感謝申し上げます。しかしながら、生活必需品を求めて大勢の方が来場されることとなり、その結果「三つの密」の危険性が高まっている状況等が指摘されています。

つきましては、貴社におかれましては、既に種々の感染防止対策が講じられていることと存じますが、国の専門家会議からも提言されている感染防止対策を別紙に記載しますので、改めて徹底がなされますよう協力を要請します（特措法第24条第9項に基づく措置）。

県内各店舗等への周知について、ご協力をお願いいたします。

（添付資料）

- ・人との接触を8割減らす、10のポイント（政府）

感染防止対策

○店舗の状況に応じた感染防止対策の徹底

- ・通常の来店客数を大幅に上回るなど、人が密集する状況となった場合には適切な入場制限を行うとともに、一方通行の誘導を行う
- ・人が触りやすい扉や共用部の定期的な消毒、入店前後における手指衛生等を徹底する
- ・会話時には距離を確保し、対面時にはパーティションを設置するなどして感染防止に努める 等

○3つの「密」（密閉・密集・密接）の防止

- ・入店や会計を待つ際において行列位置の指定を行うなどして、人と人との距離を適切にとる（Social distancing:社会的距離）
- ・買い物に出掛ける人数を必要最小限に絞るとともに、混雑時を避けることの呼びかけ、換気の徹底
- ・すいている時間の周知等による分散来店の呼びかけ 等

○発熱者等の施設への入場防止

- ・従業員及び利用者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤停止や利用者の入場制限 等

○飛沫感染、接触感染の防止

- ・従業員及び利用者のマスク着用・手指の消毒・咳エチケット・手洗いの励行、施設の清掃・消毒（十分な清掃をしたうえで、多数の人が頻繁に触れる部分の清掃・消毒） 等